

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和8年7月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、社会保険制度の一分野である医療保険たる国民健康保険の保険者として、制度の円滑な運営を行うことにより被保険者である区民の福祉増進を図る。その事務の実施にあたり、次の業務において、特定個人情報を取り扱う。 ◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。 被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた資格確認書等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。 ◆保険料収納関連業務 保険料納入通知書の発行・送付を行う。 保険料収納状況の受け入れ及び管理を行う。 納付義務者等の口座情報の登録管理、金融機関への口座振替依頼及び結果受け入れを行う。 過誤納金の還付充当処理を行う。 保険料の徴収猶予を行う。 ◆保険給付関連業務 療養費等の保険給付の支払い及び管理を行う。 被保険者の状況に応じ標準負担額減額認定証等証明書の発行及び管理を行う。 保険料滞納者に対する給付一時差し止めを行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民健康保険料)
②システムの機能	・国民健康保険資格の得喪・変更の処理 ・国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)、高齢受給者証の発行、有効期限及び発行履歴管理 ・保険料の賦課(金額算定及び期割)の計算、緩和・軽減措置の管理 ・所得情報の照会、入力 ・減免や所得更正などによる賦課更正
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (国保滞納整理支援システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・収納消込、税科共通)
②システムの機能	・納入(税変)通知書の作成 ・納付されたデータを収納処理 ・納入通知書、納付書、納付証明書等の発行 ・口座振替登録、口座振替依頼情報作成、 ・過誤納金の還付・充当処理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国保滞納整理支援システム)
システム3	
①システムの名称	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険給付)
②システムの機能	・限度額認定証等の発行 ・療養費等の照会・更新・修正等 ・出産育児一時金・葬祭費の照会・更新・修正等 ・不当利得(返還金)・第三者行為求償事務の照会・更新・修正等 ・レセプト情報の照会・更新・修正等 ・給付の一時差し止めに関する管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	国保滞納整理支援システム
②システムの機能	国保世帯に関する各種データから滞納世帯を管理し、次の機能を有する。 ①国民健康保険システム及び宛名システムからの国保資格・賦課・収納データ、住所等データを取込む ②滞納世帯の情報を管理する ③各調査・滞納処分に関する帳票の作成 ④納付書・催告書の作成 ⑤統計情報の作成 ⑥延滞金の計算 ⑦不納欠損情報の作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	レセプト情報管理システム
②システムの機能	東京都国民健康保険団体連合会とレセプト情報の受け渡しをしている。通信は専用回線を使用。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国保実績報告書作成システム(コクホ・ラインシステム)
②システムの機能	東京都を通じ厚生労働省に提出する統計データの作成及び調整交付金の申請、清算、報告処理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	住民情報連携基盤システム
②システムの機能	住民情報連携基盤システムは、中間サーバーと、庁内の既存住基システムや各業務システムとのデータ連携を担うシステムである。 1 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 2 宛名情報等管理機能 住民情報連携基盤システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 5 符号取得・生成要求機能 (1) 団体内統合宛名番号および個人番号を中間サーバーに渡し、符号取得を依頼する。 (2) 中間サーバーから個人番号及び処理通番(情報提供ネットワークシステムで作成)を受領後、住民基本台帳ネットワークシステムに渡し、符号生成を要求する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ)

システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 中間サーバーと住民情報連携基盤システム、既存住基システムおよび既存業務システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号機能と、鍵情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	住民記録システム(本書において「既存住基システム」という)
②システムの機能	1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 6 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、都、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する機能 8 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (法務省連携システム、証明書自動交付(コンビニ交付)システム)

システム10	
①システムの名称	税務システム(課税)
②システムの機能	1 納税義務者管理 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 賦課資料管理 各種賦課資料を画像ファイルとして管理する。 3 課税情報管理 当初賦課資料により賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 税額情報管理 税額の徴収方法・納期・期別税額・納税額等の情報を管理する。 5 扶養情報管理 扶養関係の情報を管理する。 6 納税通知書発行 納税通知書等を発行する。 7 課税証明書等発行 課税証明等を発行する。 8 他団体通知 他市区町村に住民登録外課税通知等を発行する。 9 回送用資料の出力 他市区町村へ送付する回送資料を各市区町村ごとに出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国保滞納整理支援システム)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(本書において「住基ネットシステム」という)
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 ※本項において「機構」とは、「地方公共団体情報システム機構」をいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (

システム12

①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添3を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添3を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。 4. 高額療養費支給額計算業務 国保総合システム内に保持するレセプト情報等を用いて、高額療養費支給額計算を行い、市区町村の国保総合PCへ計算結果情報を配信する。 5. 高額介護合算療養費支給額計算業務 国保総合システム内に保持するレセプト情報等を用いて、高額介護合算療養費支給額計算を行い、市区町村の国保総合PCへ計算結果情報を配信する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム13

①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1 宛名情報管理機能 中野区民の住所、氏名その他の住民票関係情報を既存住基システムから連携し、あわせて住民登録外者及び区外居住者の住民票関係情報並びに特別徴収義務者の宛名情報を管理する。 2 郵送先管理機能 郵便物発送時の郵送先を管理する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム14	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本5情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本5情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム15

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能					
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能					
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他（ ）					

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 項番44、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、48、55-2、55-3、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長

7. 他の評価実施機関

--

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	中野区の国民健康保険の資格履歴を有する者及び資格保有時における所属世帯の世帯主
その必要性	国民健康保険の資格を適正に管理し、公正・公平な費用負担及び適切な給付を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・識別情報 個人の特定のため ・地方税関係情報 保険料賦課や保険給付を適正に行うため ・健康・医療関係情報 診療費支払いを適正に行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 資格の適正な管理のため ・介護・高齢者福祉関係情報 保険料特別徴収の実施の判定のため ・雇用・労働関係情報 非自発的失業者保険料軽減判定のため ・年金関係情報 保険料の特別徴収実施のため ・災害関係情報 保険料減免判定のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	区民部 保険医療課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働大臣、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 区市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 医療保険者、東京都国民健康保険団体連合会、日本年金機構 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス、サービス検索・電子申請機能 ）	
③使用目的 ※		国民健康保険の被保険者資格管理、保険料賦課徴収、保険給付の認定に関する事務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	区民部 保険医療課	
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1 住所の移動や医療保険の資格の得喪、生活保護開始・廃止に伴う世帯主の届出に基づき、国民健康保険の被保険者資格を適切に管理する。 2 加入者及び世帯主の所得情報（前住地での情報含む）及び資格得喪情報等に基づき、保険料を正確に算定・賦課し、異動情報により正確に更正を行う。 3 年金受給者の情報により、保険料の特別徴収による収納の可否を的確に判定する。 4 非自発的失業該当に伴う世帯主等の届出等に基づき、国民健康保険料の軽減・減免を適切に実施する。 5 加入者及び世帯主の所得情報等に基づき、保険の給付を確実に行う。	
情報の突合		1及び4の本人の届出により情報を入手する場合は、個人番号カード若しくはその他本人確認書類等で本人確認及び届書内容の確認を行ったうえ、個人番号を一元的に管理する住基データとの突合を行う。 1～5の自治体間情報連携等で取得した健康保険被保険者資格情報、保険給付情報、所得情報等諸証明データも住基データと突合したうえで、被保険者資格管理データとも突合を行う。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 1) 委託する 2) 委託しない ☐ 7) 件	
委託事項1		窓口業務委託	
①委託内容		国民健康保険の窓口業務を民間事業者に委託する。	
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社ベルシステム24	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			

委託事項2		国民健康保険システムに関する運用・保守	
①委託内容		国民健康保険システムの運用及び保守作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	国民健康保険システムの運用及び保守作業の一部	
委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)	
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6～10		

委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項7		住民情報連携基盤システムに関する運用・保守	
①委託内容		住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業の一部	
委託事項8		国民健康保険法第64条に規定する損害賠償請求権に関する事務の委託	
①委託内容		第三者の行為によって生じた傷病に対して取得した損害賠償請求権の行使を委託する	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢>	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項9		データ別置保管	
①委託内容		システムが保有する重要情報を不慮の災害から守るため、外部に適切な保管環境を有する業者に保管する。	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東武デリバリー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢>	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項10		住民情報連携基盤システムに関する運用・保守	
①委託内容		住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢>	
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業の一部	
委託事項11～15			

委託事項15		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢>
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項16～20		
委託事項16		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢>
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

[illegible]

⑦時期・頻度	照会を受ける都度(随時)	
移転先2～5		
移転先2	保険医療課(年金事務)	
①法令上の根拠	番号法別表 46の項	
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	
③移転する情報	主務省令未定	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受ける都度(随時)	
移転先3	福祉推進課	
①法令上の根拠	番号法別表 61の項	
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する被措置者等に係る保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (国保システム端末の閲覧)	
⑦時期・頻度	照会を受ける都度(随時)	
移転先4	生活援護課	
①法令上の根拠	番号法別表 95の項	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務	
③移転する情報	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は一部を改正する法律附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する要支援者等に係る保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受ける都度(随時)
移転先5	介護保険課
①法令上の根拠	番号法別表 100の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険法第十二条第三項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法第二十七条第一項の要介護認定、第二十八条第二項の要介護更新認定又は第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法第三十二条第一項の要支援認定、第三十三条第二項の要支援更新認定又は第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する当該一時差止めに係る第二号被保険者に係る未納医療保険料等に関する情報 同法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する当該届出を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報 同法施行規則第八十三条の六の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する当該申請を行う者に係る未納医療保険料等に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者(介護保険第二号被保険者に限る)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (国保システム端末の閲覧)
⑦時期・頻度	照会を受ける都度(随時)
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	≪中野区における措置≫ ◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバー室内に設置したサーバー内に保管する。 ◆サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ≪中間サーバー・プラットフォームにおける措置≫ ◆中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ◆特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ≪東京共同電子申請・届出サービスのシステムにおける措置≫ ◆東京共同電子申請・届出サービスのシステムは、データセンター内のサーバールームに設置されており、入退室管理を行っている。 ・データセンターの入退室管理: 入館時の事前申請と資格審査、入退室記録採取・保管。 ・サーバールームの入退室管理: 有人監視による入退室管理、ICカード認証及び虹彩認証。 ◆システムへのアクセスは特定の職員に限定されており、ユーザIDとパスワードによって管理されている。また、ユーザには職務内容に応じて、操作権限や、使用できる機能を適切に設定している。 ≪資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務における措置≫ ◆国保総合PCに登録した特定個人情報ファイル情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末には保存しない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民情報システム(NCAS)(国民健康保険)】

1. 資格異動ファイル

国保世帯番号、旧自治体区分、宛名番号、履歴番号、資格取得日、記載順位、続柄区分、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄名称、表示用続柄、取得年月日、税用取得年月日、取得事由、取得届出日、喪失年月日、税用喪失年月日、喪失事由、喪失届出日、異動日、事由、届出日、転居区分、転居国保世帯番号、退職区分、該当年月日、税用該当年月日、該当届出日、非該当年月日、税用非該当年月日、非該当届出日、受給権発生日、受給年金名称、受給年金種別、退職履歴番号、退職本人、退職続柄コード1、退職続柄コード2、退職続柄コード3、退職続柄コード4、退職続柄名称、資格側更新日、税側更新日、作成区分、削除区分、異動日連番、処理日、被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、・券面記載の被保険者証記号、券面記載の被保険者証番号、・券面記載の氏名(漢字)、券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、被保険者証裏面への性別記載の有無、DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無、・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

2. 緩和措置異動情報ファイル

宛名番号、履歴番号、更新連番、対象区分、届出日、開始日、終了日、世帯番号(住基)、国保世帯番号、削除区分、処理日

【住民情報システム(NCAS)(国民健康保険料)】

1. 賦課基本ファイル

国保世帯番号、算定団体コード、調定年度、年度分、履歴番号、通知書番号、翌年度通知書番号、世帯主宛名番号、事由、更正日、更新区分、申告区分、主所得区分、現存区分、世帯区分、擬制区分、賦課期日軽減区分、住民税課税区分、譲渡世帯区分、老人世帯区分、専従世帯区分、軽減申請区分、清算区分、軽減判定所得、賦課期日人員、均等人員、現在人員、有所得人員、所得額、課税標準額、所得割額、資産税額、資産割額、均等割額、平等割額、積算税額、限度超過額、軽減均等割額、軽減平等割額、軽減均等6、軽減平等6、軽減均等4、軽減平等4、軽減均等2、軽減平等2、月割減額、端数、減額合計、減免額、過年度分、年税額、軽減4月、軽減5月、軽減6月、軽減7月、軽減8月、軽減9月、軽減10月、軽減11月、軽減12月、軽減1月、軽減2月、軽減3月

2. 介護基本ファイル

国保世帯番号、算定団体コード、調定年度、年度分、履歴番号、通知書番号、世帯主宛名番号、事由、更正日、更新区分、申告区分、主所得区分、現存区分、世帯区分、擬制区分、住民税課税区分、譲渡世帯区分、老人世帯区分、専従世帯区分、軽減申請区分、軽減判定所得、賦課期日人員、均等人員、現在人員、有所得人員、所得額、課税標準額、所得割額、資産税額、資産割額、均等割額、平等割額、積算税額、限度超過額、軽減均等割額、軽減平等割額、軽減均等6、軽減平等6、軽減均等4、軽減平等4、軽減均等2、軽減平等2、月割減額、端数、減額合計、減免額、過年度分、年税額、軽減4月、軽減5月、軽減6月、軽減7月、軽減8月、軽減9月、軽減10月、軽減11月、軽減12月、軽減1月、軽減2月、軽減3月

3. 支援基本ファイル

国保世帯番号、算定団体コード、調定年度、年度分、履歴番号、通知書番号、世帯主宛名番号、事由、更正日、更新区分、申告区分、主所得区分、現存区分、世帯区分、擬制区分、住民税課税区分、譲渡世帯区分、老人世帯区分、専従世帯区分、軽減申請区分、軽減判定所得、賦課期日人員、均等人員、現在人員、有所得人員、所得額、課税標準額、所得割額、資産税額、資産割額、均等割額、平等割額、積算税額、限度超過額、軽減均等割額、軽減平等割額、軽減均等6、軽減平等6、軽減均等4、軽減平等4、軽減均等2、軽減平等2、月割減額、端数、減額合計、減免額、過年度分、年税額、軽減4月、軽減5月、軽減6月、軽減7月、軽減8月、軽減9月、軽減10月、軽減11月、軽減12月、軽減1月、軽減2月、軽減3月

4. 賦課個人ファイル

国保世帯番号、宛名番号、算定団体コード、調定年度、年度分、履歴番号、通知書番号、最新資格区分、最新介護資格区分、最新退職区分、賦課期日資格区分、賦課期日介護資格区分、賦課期日退職区分、賦課発生時資格区分、賦課発生時介護資格区分、軽減判定区分、資格4月、資格5月、資格6月、資格7月、資格8月、資格9月、資格10月、資格11月、資格12月、資格1月、資格2月、資格3月、介護資格4月、介護資格5月、介護資格6月、介護資格7月、介護資格8月、介護資格9月、介護資格10月、介護資格11月、介護資格12月、介護資格1月、介護資格2月、介護資格3月、所得額、課税標準額、所得割額、介護所得割額、支援所得割額、軽減判定所得、資産税額、資産割額、介護資産割額、支援資産割額、専従区分、老年者区分、申告区分、主所得区分、住民税課税区分、住民税所得割額、住民税均等割額、最新資格取得日、最新資格喪失日、最新続柄、介護該当日、介護非該当日、誕生日65歳、更正日、事由、介護更正日、介護事由、軽減判定取得日、積算該当区分、個人年税額、続柄名称、資格履歴番号、独自項目1、独自項目2、独自項目3、4/1時点離職者区分、最新離職者区分(賦課時点)、離職者区分4月、離職者区分5月、離職者区分6月、離職者区分7月、離職者区分8月、離職者区分9月、離職者区分10月、離職者区分11月、離職者区分12月、離職者区分1月、離職者区分2月、離職者区分3月、離職軽減用総所得、離職軽減用課税標準額、離職軽減用軽減判定所得、給与所得、離職軽減用給与所得、離職軽減時医療分所得割、離職軽減時介護分所得割、離職軽減時支援分所得割

5. 期割情報ファイル

科目コード、科目詳細コード、国保世帯番号、算定団体コード、期割団体コード、団体内外区分、現年過年区分、調定年度、年度分、通知書番号、論理期別、履歴番号、年月、納税義務者宛名番号、更正日、全体税額、退職税額、医療全体税額、医療退職税額、介護全体税額、介護退職税額、支援全体税額、支援退職税額、不納欠損額(医療全体)、不納欠損額(医療退職)、不納欠損額(介護全体)、不納欠損額(介護退職)、不納欠損額(支援全体)、不納欠損額(支援退職)、公示送達区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	届出に際しては本人との対面での対応を原則とし、本人確認及び情報収集を行う対象に該当するか、厳密に審査を行う。届出様式も、制度改正等に即して不必要な情報がないか精査を行う。 ◆対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ◆必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

届出等の窓口において、届出等を行う者が記載した届出書等は、窓口から離席する際は携行するなど、職員の管理下に置くことを徹底している。

◆入手の際の本人確認の措置の内容

＜国保連合会からの入手＞

【国保総合PCにおける措置】

- ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。
- ・さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

【NCASシステムにおける措置】

- ・入手した特定個人情報は、当区のNCASシステムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

◆個人番号の真正性確認の措置の内容

＜国保連合会からの入手＞

【国保総合PCにおける措置】

- ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

◆特定個人情報の正確性確保の措置の内容

＜国保連合会からの入手＞

【国保総合PCにおける措置】

- ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。

- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。

【NCASシステムにおける措置】

- ・入手した特定個人情報は、当区のNCASシステムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜国保連合会からの入手＞

【国保総合PCにおける措置】

- ・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
- ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
- ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
- ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
- ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するように個人番号を表示させない権限設定のユーザーIDを提供しており、事務に必要な情報との紐付けは行われない。 特定個人情報の使用権限を持つ業務のユーザーIDと利用権限のない業務のユーザーIDをそれぞれ提供して、ログイン時に使い分けることで特定個人情報へのアクセスを管理している。 国保総合(国保集約)システムでは、市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務端末については、二要素認証(生体認証とパスワード)を導入し、厳格なユーザ認証を実施している。 システムについては、ユーザID及びパスワードによる認証を実施しており、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用ができない対策を実施している。 国保総合(国保集約)システムでは、利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、操作ログを取得し、利用者の特定が可能な態勢になっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
端末の仮想化等により、不必要なデータの保持は行えない。画面ハードコピーの禁止。 ◆特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。		

☐ 委託しない

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

＜選択肢＞

1) 定めている

2) 定めていない

中野区情報安全対策基準に基づき、中野区情報システム外部委託標準安全対策を定め、以下の項目を契約書に明記することとしている。

- ・情報セキュリティを確保するための体制の整備
- ・第三者への情報の開示・提供・漏洩の禁止(契約終了後を含む)
- ・従事者に対する情報安全措置の周知及び教育
- ・取り扱う情報の秘密保持等
- ・契約終了後の返還・廃棄・消去
- ・情報安全に係る事故発生時の適正措置及び報告
- ・複製の禁止
- ・目的外利用の禁止
- ・セキュリティ機能の装備
- ・情報セキュリティ対策の実施
- ・情報セキュリティが侵害された場合等の対処
- ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の国際規格の認証取得情報

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	＜選択肢＞ [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜国保連合会における措置＞ ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。 - また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報保護審議会による審査
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス制限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
個人情報保護審議会で認められた以外の提供・移転を禁止している。 品質やセキュリティが保証されている連携システムでのみの移転に限定している。 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 個人情報保護審議会で認められた以外の媒体の使用禁止。 USBポートを使用できない仕組みになっている。 端末の閲覧については、毎年度申請及び承認を行い認められた者のみ閲覧できる。 端末利用にあたっては、毎回端末使用簿への記載を義務付ける。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 を記録している。 上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の情報照会があった場合、番号法で提供が認められている事務以外に情報を提供しないように、システムで判別する仕組みとなっている。 特定個人情報が不正に提供されないように、情報照会に対しては業務コードを判別することによりシステムが自動的に照会内容に対応する情報を送付する仕組みとなっている。 特に重要な対応が求められる情報については、自動的に送付しないように制限をかけて送信内容を確認してから提供できるように情報提供側で設定できる仕組みとなっている。 職員による不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、 操作内容を記録している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	物理的対策 (中野区における措置) ・入退室管理(静脈認証)されているサーバー室内のサーバーで管理されている。 ・監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・クライアントPCに対するワイヤーロックによる施錠。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策 (中野区における措置) ・インターネットとの接続禁止 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
保管期間の経過した特定個人情報は定期的に一括して削除する仕組みとなっている。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員に対して、初任時及び1年毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・管理職員に対して、情報セキュリティに関する悉皆研修を実施している。 ・委託事業者に対しては、個人情報保護に関する条項を含む契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、必要な措置を講じる。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	
10. その他のリスク対策		
基幹システムの担当者に対し、緊急時対応訓練を実施し、情報セキュリティ適応能力の醸成を図る。 国保総合(国保集約)システムにおいては、委託先である国保連合会において、おおむね1年ごとに個人情報保護ならびにサイバーセキュリティに関する教育・研修を実施することとしている。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111
②請求方法	指定書式に必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111
②対応方法	問い合わせに内容及び対応を記録する。 事故等の発生時には情報セキュリティポリシーに則り対処する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム 1の①システムの名称	国民健康保険システム(資格賦課)	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民 健康保険料)	事前	システムの名称を統一したため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム 2の①システムの名称	国民健康保険システム(収納)	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・収納 消込、税科共通)	事前	システムの名称を統一したため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム 3の①システムの名称	国民健康保険システム(給付)	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険給付)	事前	システムの名称を統一したため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム 4の①システムの名称	滞納整理支援システム	国保滞納整理支援システム	事前	システムの名称を統一したため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム	コンビニ収納情報受信システム	なし	事前	特定個人情報を扱う事務(シス テム)ではないため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム	給付係数管理システム	なし	事前	特定個人情報を扱う事務(シス テム)ではないため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム	オンラインバックアップシステム	なし	事前	特定個人情報を扱う事務(シス テム)ではないため
令和4年3月1日	I 基本情報、2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム	東京共同電子申請・届出サービス	なし	事前	特定個人情報を扱う事務(シス テム)ではないため
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概 要、4特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項7 ③委託先名	株式会社コタニ	(株)TLP	事前	委託事業者の変更のため

令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項15	東京共同電子申請・届出サービスの運用・保守	なし	事前	特定個人情報を扱う事務(システム)ではないため
令和5年2月1日	Ⅰ 基本情報、5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ 「②法令上の根拠」	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121	事後	・(理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。 ・(理由)公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和5年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用 「①入手元」	記載なし	[○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	「国民健康保険ファイル」に公金口座情報を登録するものとした場合、入手元の記載が必要になるため記載した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 「委託の有無※」	15件	7件	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 「委託事項3」	国民健康保険料賦課通知書等の印刷・封入・封かん	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。そのため委託事項14の項目を繰り上げた。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 「委託事項4」	国民健康保険被保険者証の印刷・封入・封かん	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。そのため委託事項15の項目を繰り上げた。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 「委託事項5」	高齢受給者証の封入・封かん	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。そのため委託事項16の項目を繰り上げた。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 「委託事項6」	国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除し、新たに追加する事務を記載した。

令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6「①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6「②委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6、2 取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「③委託先名」	記載なし	東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6、2 取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、再委託「④再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6、2 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、再委託「⑤再委託の許諾方法」	記載なし	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6、2 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、再委託「⑥再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項6」	国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項7」	医療費通知の封入・封かん作業委託	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項8」	国民健康保険法第64条に規定する損害賠償請求権に関する事務の委託	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項9」	データ別置保管	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項11」	滞納整理支援システム保守業務	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項12」	電話案内業務委託	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。
令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項13」	督促状等作成委託	なし	事前	特定個人情報を扱う委託業務ではない事が判明したため記載を削除した。

令和5年3月29日	Ⅲリスク対策、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保「具体的な方法」	クラウドに関する記載なし	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年3月27日	I 基本情報、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	記載なし	マイナポータルぴったりサービス(電子申請)	事前	産前産後期間の国民健康保険料の軽減申請について、新たにマイナポータルぴったりサービス(電子申請)での受付を開始するため
令和6年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3. 特定個人情報の入手・使用、②入手方法「その他」	住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス	住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス、マイナポータルぴったりサービス(電子申請)	事前	産前産後期間の国民健康保険料の軽減申請について、新たにマイナポータルぴったりサービス(電子申請)での受付を開始するため
令和6年5月7日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111		

令和6年5月7日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111		
令和6年5月7日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/4/1	2024/4/1		
令和7年1月22日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の内容	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、社会保険制度の一分野である医療保険たる国民健康保険の保険者として、制度の円滑な運営を行うことにより被保険者である区民の福祉増進を図る。その事務の実施にあたり、次の業務において、特定個人情報を取り扱う。 ◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた被保険者証等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、社会保険制度の一分野である医療保険たる国民健康保険の保険者として、制度の円滑な運営を行うことにより被保険者である区民の福祉増進を図る。その事務の実施にあたり、次の業務において、特定個人情報を取り扱う。 ◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた資格確認書等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。	事前	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険証が令和6年12月2日に廃止されるため、「被保険者証」を「資格確認書」に修正。
令和7年1月22日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、システム1、②システムの機能	・国民健康保険資格の得喪・変更の処理、退職者医療制度資格の管理、 ・国民健康保険被保険者証、資格証明書、高齢受給者証の発行、有効期限及び発行履歴管理 ・保険料の賦課(金額算定及び期割)の計算、緩和・軽減措置の管理 ・所得情報の照会、入力 ・減免や所得更正などによる賦課更正	・国民健康保険資格の得喪・変更の処理 ・国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)、高齢受給者証の発行、有効期限及び発行履歴管理 ・保険料の賦課(金額算定及び期割)の計算、緩和・軽減措置の管理 ・所得情報の照会、入力 ・減免や所得更正などによる賦課更正	事前	退職者医療制度が令和6年3月に廃止されたため、「退職者医療制度資格の管理」を削除。国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険証等が令和6年12月2日に廃止されるため、「国民健康保険被保険者証」、「資格証明書」を削除し、「国民健康保険資格確認書」、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を追記。

令和7年1月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	別表第一の30の項	別表項番44	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定 める事務を定める命令 第24条	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,7 8,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 (情報提供の根拠) ・項番 1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,1 15,116,125,126,131,137,141,145,158 (情報照会の根拠) ・項番69,70,71,160 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1	給付事務を除く国民健康保険の窓口業務を民間 事業者へ委託する。	国民健康保険の窓口業務を民間事業者へ委託す る。	事後	令和6年5月の区役所移転よ り、給付事務についても窓口業 務委託を開始したため。
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシ ステム システム12	1～3(略)	1～3(略) 4. 高額療養費支給額計算業務 国保総合システム内に保持するレセプト情報 等を用いて、高額療養費支給額計算を行い、市 区町村の国保総合PCへ計算結果情報を配信す る。 5. 高額介護合算療養費支給額計算業務 国保総合システム内に保持するレセプト情報 等を用いて、高額介護合算療養費支給額計算を 行い、市区町村の国保総合PCへ計算結果情報を 配信する。	事後	令和6年10月処理より、左記2 業務について、国保総合シス テムを利用して処理を開始するた め。

令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先1	番号法別表第二の1の項	主務省令表第2条の表 1の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先2	番号法別表第二の2の項	主務省令表第2条の表 2の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先3	番号法別表第二の3の項	主務省令表第2条の表 3の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先4	番号法別表第二の4の項	主務省令表第2条の表 5の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先5	番号法別表第二の5の項	主務省令表第2条の表 6の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先6	番号法別表第二の17の項	主務省令表第2条の表 27の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先7	番号法別表第二の22の項	主務省令表第2条の表 38の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先8	番号法別表第二の26の項	主務省令表第2条の表 42の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正される ため。

令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先9	番号法別表第二の27の項	主務省令表第2条の表 48の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先10	番号法別表第二の30の項	(削除)	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先11	番号法別表第二の33の項	主務省令表第2条の表 56の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先12	番号法別表第二の39の項	主務省令表第2条の表 65の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先13	番号法別表第二の42の項	主務省令表第2条の表 69の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先14	番号法別表第二の46の項	(削除)	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先15	番号法別表第二の58の項	主務省令表第2条の表 83の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先16	番号法別表第二の62の項	主務省令表第2条の表 87の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に 関する法律」が改正されるた め。

令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先17	番号法別表第二の80の項	主務省令第2条の表 115の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先18	番号法別表第二の87の項	主務省令第2条の表 125の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先19	番号法別表第二の88の項	主務省令第2条の表 126の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 提供先20	番号法別表第二の93の項	主務省令第2条の表 131の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 転移先1	番号法別表第1の15項	番号法別表 23の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 転移先2	番号法別表第1の31項	番号法別表 46の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 転移先3	番号法別表第1の41項	番号法別表 61の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 転移先4	番号法別表第1の63項	番号法別表 95の項	事前	令和6年12月2日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため。

令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものは除く) 転移先5	番号法別表第1の63項	番号法別表 100の項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 6 特定個人情報の保管・消 去、保管場所	ガバメントクラウドにおける措置の記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環 境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラ ウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業 者であり、セキュリティ管理策が適切に実施され ているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けて いること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する データセンター内のデータベースに保存され、 バックアップも日本国内に設置された複数のデー タセンターのうち本番環境とは別のデータセン ター内に保存される。	事前	令和7年1月よりガバメントクラ ウドの利用を開始するため。

令和7年1月22日	Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去、その他の措置の内容	ガバメントクラウドにおける措置の記載なし	物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	令和7年1月よりガバメントクラウドの利用を開始するため。
令和7年1月22日	Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去、特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ガバメントクラウドにおける措置の記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	令和7年1月よりガバメントクラウドの利用を開始するため。

令和7年1月22日	Ⅲ リスク対策 10 その他のリスク対策	ガバメントクラウドにおける措置の記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	令和7年1月よりガバメントクラウドの利用を開始するため。
令和8年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	・4 本人確認情報検索 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)	・4 本人確認情報検索 5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)	事後	戸籍法の改正に伴い戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたため。
令和8年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	・5 機構への情報照会 4情報	・5 機構への情報照会 5情報	事後	戸籍法の改正に伴い戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたため。
令和8年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ②システムの機能 (1)資格履歴管理事務に係る機能／(3)本人確認事務に係る機能	4情報	5情報	事後	戸籍法の改正に伴い戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたため。

令和8年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ①システムの名称	マイナポータルびったりサービス(電子申請)	サービス検索・電子申請機能	事前	令和8年10月からの次期オンライン申請サービス開始に伴い名称等が変更となるため。
令和8年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ①システムの機能	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービス。デジタル庁が管理・運用している。	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	令和8年10月からの次期オンライン申請サービス開始に伴い名称等が変更となるため。
令和8年7月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、126、131、137、141、145、158	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、48、55-2、55-3、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2	事後	令和8年6月14日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」が改正されたため
令和8年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	戸籍法の改正に伴い戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたため。
令和8年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ②入手方法	マイナポータルびったりサービス(電子申請)	サービス検索・電子申請機能	事前	令和8年10月からの次期オンライン申請サービス開始に伴い名称等が変更となるため。
令和8年7月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 提供・移転の有無	【○】提供を行っている(20件)	【○】提供を行っている(34件)	事後	令和8年6月14日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」が改正されたため

令和8年7月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先	提供先1～20	提供先1:(別表)提供先一覧に記載 ①法令上の根拠:(別表)提供先一覧に記載 ②提供先における用途:(別表)提供先一覧に記載 ③提供する情報:医療保険給付関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:国民健康保険被保険者 ⑥提供方法:【○】情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度:随時	事後	令和8年6月14日より、「行政 手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関 する法律第十九条第八号に基 づく利用特定個人情報の提供 に関する命令」が改正された ため
令和8年7月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	介護・高齢者支援課	介護保険課	事後	課名変更のため。